【重要なお知らせ】

令和 4 年 5 月 1 日より施行された愛玩動物看護師法第 42 条で、

「愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない」と定められました。

ただし、施行後 6 ヵ月間の経過措置期間が設けられています。

しかし、経過措置期間が終わる令和 4 年 11 月 1 日から、

初めての愛玩動物看護師が誕生する予定の令和 5 年 4 月頃までは

どなたも「動物看護師」と名乗れなくなります。

各病院様におかれましては、お急ぎ、

・名称変更（ケアスタッフ、アニマルケアスタッフ等）

の対応をご検討いただく必要がございますのでどうぞご留意ください。